

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 ガス事業制度検討ワーキンググループ（第7回）

日時 平成31年3月28日（木）17：30～18：55

場所 経済産業省本館17階国際会議室

○下堀ガス市場整備室長

定刻になりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第7回ガス事業制度検討ワーキンググループを開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、橘川委員と又吉委員はご欠席となる旨、ご連絡をいただいております。それから、二村委員からは少し到着が遅れる旨もご連絡をいただいております。柏木委員が少し遅れているようではありますが、まず、スタートさせていただければと思います。さらに、オブザーバーの石油連盟押尾常務理事はご欠席となり、本日は代理で佐藤企画部副部長にご出席いただいております。

それではまず、本日の資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様にはお手元に資料をご用意させていただいておりますが、議事次第にもございませとおり、資料1が議事次第、資料2が委員等名簿、資料3がガス卸供給に関する検討、資料4が一括受ガスに関する検討、資料5が熱量バンド制に関する調査報告、以上でございます。

不備等あれば、手を挙げていただければと思います。

それでは、以降の議事進行は山内座長にお願いいたします。

○山内座長

皆さん、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日は、議事次第にあります、3つの議題ということでございます。

それでは、プレスの方の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能でございますので、ご着席いただいた上、傍聴いただければと思います。

それでは、まず第1番目の議題ですけれども、ガス卸供給に関する検討でございます。

事務局からご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

ありがとうございます。

まず、資料3の卸供給に関する検討について、ご説明をさせていただきます。

まず、最初のいくつか残った論点を今日取り上げていきたいと思いますが、前回のワーキングでご意見ございました今回の自主的取組の利用対象外とする事業者につきまして、前回は東京ガスの供給エリアでどういうプレーヤーがいるかというのを参考にしながら議論いただきましたが、今回の取組の目的とか市場の実態を踏まえた、さらなる検討が必要だと委員の皆様からご指摘があったと承知をしております。その結果、新たな整理を設けましたので、それをご提案させていただきます。

スライドの3をご覧ください。

今回の趣旨が、そもそも、小規模の新規事業者にとって単独でのLNGの輸入とか基地の第三者利用あるいは自社基地の新設というのはハードルが高いといった課題を踏まえて、検討が進められたものと考えております。

その結果、例えば基地の第三者利用、これに必要な規模というのは大体年6,700万立米、それから、基地の新設・運用、こちらは年約2,000万立米といった数字がございます。今回のことを考えたときに、基地の第三者利用が義務づけられる、いわゆる前回のワーキングでもご説明させていただきましたが、タンクの容量が20万キロリットル以上と、実際に使える部分が12万キロリットルで、6,700万立米をやや上回る7,000万立米の需要規模を持っている事業者、こういった方は、求めがあれば基地を貸すといったように、調達力や交渉力があると考えられることから、今回のこの利用の対象外とするのはいかがかと思っております。

また、この取組の開始後、最初は小規模で利用していたけれども、需要規模が7,000万立米を超えた利用事業者については、次の契約更新の時点でこの取組の利用を終了して、必要に応じて相対供給の交渉をしてはいかがかと思っております。

こういった整理によりまして、前回、委員からご指摘のあった、いわゆる東京エリアの違和感といったところは解消されるかと思っております。

スライド、次の4でございますけれども、これを踏まえまして、今まで利用対象外という整理をしてきましたが、3つの類型に分けられるかと思っております。

一つが、ガスの発生設備を保有する事業者並びにその子会社、親会社等、この5類型でございます。

それから②が、今回ご提案させていただく直近の需要規模が7,000万立米、今回の取組に係る供給区域において年間7,000万立米以上のガスの小売事業者と、並びにその5類型の方々。

さらに③として、この取組の利用事業者とその5類型の方々といったところが、今回の利用の対象外としてはどうかと思っております。

そのスライドの下、バスケットクローズを設けるかというのも前回ご議論ありましたけれども、実際、交渉の当事者であるのは卸元事業者でございますので、彼らが判断するところを考えますと、利用事業者の予見可能性といったものを確保する観点からは、この利用対象外となる事業者の範囲は明確な判断基準があったほうがよからうと思っております。ただ、この取組の実施状況や市場の実態を踏まえて、また必要に応じて、その範囲を見直すこととしてはどうかと思っております。

次の論点でございます。5ページ以降、今度は価格。

卸価格のうち、小売料金から一定経費を引いて卸価格の上限を決めるということを12月のワーキングで提案してございましたが、一定経費とは何を含むのかというのを、今まで関係者と議論を進めてまいりました。

それを整理したものが、次のスライド6でございます。

こちらで整理しておりますが、この表の②、③というところは12月のワーキングでも例示として挙げたものでございます。小売供給の実務に要する経費ということで、開閉栓や消費機器保安、検針票投函や集金といった②、それから、ガス小売事業に係る広告宣伝費といったところで③。こちらは一定経費として入れることについて特段異論がなかったかと思っておりますが、今回新たに①、ガス小売事業の家庭向け営業に係る労務費、こちらはこの一定経費の中に入れて、しっかり新規事業者の参入促進のために、一定経費としてしっかり引いたものを卸価格の上限価格とするということではいかがかと思っております。

ただ、リード文の後半のほうにございますが、これらの経費を引いて、一部の少量の利用者のところで託送料金を下回るようなことが、各社からの料金を確認すると、そういうところが確認できました。託送料金というのは、そもそもガスの利用者に公平にご負担いただいて、導管ネットワークの整備のために使うものと思っておりますので、そこを、一部の利用者が託送料金を削るような形で卸価格を設定するというのは、卸競争における不当廉売につながりかねない。そういった状況かとも思いますので、この託送料金というのは、それを下回らない範囲で卸価格の上限価格を設定するというではいかがかと思っております。

あと、この算定根拠ですけれども、この表の設定時の直近の会計年度を参考として、数字を利用してはどうかと思っております。

次のスライドは、これらの今まで決めてきた取組、卸事業者が料金設定、卸価格の料金表を決めまして、設定しまして、そして、利用事業者と個別交渉して契約を締結し、需要獲得時にその需要場所ごとに適用される卸価格表を指定して小売供給をする。一般導管事業者からの検針票に基づいて卸料金を通知し、最後、利用事業者が卸元事業者へ卸料金を支払うというプロセスのイ

メッセージをお示ししております。

次のスライド8でございます。

こちら、取組の開始時期でございますが、前回、実際の卸供給の実施時期は2020年の3月を目標としてはいかがかとご提案し、そこについては特段のご異論はなかったと思っておりますが、受付開始時期においては、委員の方から、前倒しできないかというご意見がございました。

我々も検討しましたがけれども、直近の実績、例えば今年の夏ぐらいから受付を開始するとして、2018年度の会計実績、平均給与等を用いるのが最新の事態に合った価格が設定できるのではないかと、そういうのを踏まえますと、ほぼ各社さんとも6月ぐらいまでに会計年度がきちんと確定するということを踏まえれば、受付開始は7月としてはどうかと思っております。

あと、スライド9でございます。情報管理につきまして、委員やオブザーバーからご意見ありましたが、その次のスライドにあるような、前回の資料ですけれども、最低限アクセス管理をするとか、そういった情報管理について最低限求めることを示しつつ、一方で、現在、取引監視等委員会の制度設計専門会合のほうで、まさにこの情報管理体制の構築については議論をしている最中というふうに認識しておりますので、そちらの動向を注視して、必要に応じて、しっかりその議論を反映させるということとしてはどうかと思っております。

最後、スライド11はご参考でございますけれども、取組外のこととして、実際、独禁法とか、その他の一般的な規範で卸取引一般に適用される卸供給をしっかりとやっていただく。この取組外で、例えば卸供給の交渉を門前払いするとか、そういうことがあれば当然問題になるというご意見もありましたので、そこをしっかりと資料としてテークノートさせていただくということです。

それから、値下げの予告等についても、自社の小売部門を有利に扱うことがないように留意しながら値下げの予告を実施してほしいという意見があったことを、こちらにも記載しております。

スライド12以降は、今までたくさん数カ月わたってご議論いただいた今回の取組を4枚のスライドでまとめておりますので、これで全容がわかると思いますので、適宜ご参照いただければと思いますが、最後、委員の皆様にご提案したいのは、私、「卸取引活性化策」とずっと申し上げておりましたが、何か呼び名があったほうが良いのではないかと、事務局提案でございますけれども、新規参入者を支援するというので、「スタートアップ卸」という名前にしてはいかがかと、思っております、委員の皆様のご意見を頂戴できればと思います。

以上でございます。

○山内座長

どうもありがとうございました。

「スタートアップ卸」という名称で全部くくっていくということですが、今日のところは、対

象事業者と言いますか、利用事業者の範囲とか、あるいは卸価格の設定の仕方、それから期間とか、その辺をまとめていただきました。

では、これについてご意見をいただきたいと思いますが、例によって、ご意見、発言をご希望のときは札を立てていただければと思います。いかがでございましょう。

どうぞ、草薙委員。

○草薙委員

ありがとうございます。

まず、「スタートアップ卸」というネーミングは素晴らしいと思います。ぜひこれを採用していただきまして、大きく天然ガスシフトに貢献する制度に成長してもらいたいと願っております。

幾つかコメントをさせていただきます。

まず、6ページにございます一定経費の控除につきまして、細かな設計をしていただき、精緻になったと思っております。歓迎しております。消費機器保安等の業務費や広告費に、今回のご提案で家庭用の労務費も加わったということは、電力とのイコールフットイングという観点からも歓迎されるべきと思います。

電力とのイコールフットイングという視点を大切にすることですと、一番最後のスライドですけれども、一番わかりやすい表になっていてありがたいです。図になっていますフォローアップのところでございます。

フォローアップにつきましては、15のスライドの前の14のスライドに文字で説明がございまして、3つ目の項目ですけれども、フォローアップの観点では、本取組の趣旨を踏まえつつ、本取組の利用状況、対象区域の競争状況、市場規模等は将来的にフォローアップを行い、その傾向を踏まえて必要に応じて措置を講じるということになります。電力のことを考えますと、常時バックアップの料金水準というのは監視等委員会でもかなり厳格にチェックしているということに鑑み、資源エネルギー庁でなされていくはずの上限卸価格表、算定根拠の把握といったところ、それから上限卸価格表と個別卸価格表の比較、こういったところは値下げ交渉の余地のある相対取引なのだという前提で、やはり厳格さを持ってフォローアップをしていただきたいと思います。電力の常時バックアップについての監視等委員会のやり方というものとイコールフットであっていただきたいということでもあります。

監視等委員会と適時情報共有というふうに15のスライドで図示されてございますけれども、やはり効率よく、しかししっかりと、ここを対応していただきたいと願います。

それから、細かな論点になりますけれども、8ページのスライドで、取組開始時期というものがございます。事務局案の原案は、受付開始時期の目標は2019年7月までということでございます。

ます。この点、先ほどのご説明で了解いたしました。受付開始時期は、自主的取組という観点からしますならば、もし前倒しされるというところがあるならば歓迎したいところでございます。実際には、既にご相談という形で一部の旧一ガスになされていると理解しておりまして、今このワーキングで取組開始時期を明示されるならば、やはり料金メニューの提示がきちりできる本年7月までに行うということになると理解し、了解いたしました。

それから、11 ページのスライドの卸価格の値下げ予告という部分につきまして明記をしていただき、感謝しております。ありがとうございます。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。ほかにいらっしゃいますか。

松村委員どうぞ。

○松村委員

まず、1点確認させてください。前回は議論になり、今回も提案にあった一定規模以上のところを対象外とするのは合理的な提案だと思います。この量は、そのエリアでの小売販売量ですよ。例えば、関西電力が関西地区ではそれなりに売っているのだけど、これから東京地区に出ていくのに際して、東京ガスに売ってくれというときには、関西エリアでこんなに大きなところだからだめという意図ではなく、その対象エリアの販売量ですよ。

○下堀ガス市場整備室長

ご理解のとおりです。

○松村委員

ありがとうございました。提案全て賛成します。

まず、スタートアップという名称に、一番抵抗したのは私だと思います。昔、電気で、例えばインバランス料金に関して、小規模事業者は昔のインバランス料金の制度でもかなりきついのではないかということで、ある種の特例を設けようとしたら、いつの間にか、規模ではなくて、参入してからの期間に、わずか2年に制限されてしまった。あるいは常時バックアップを入れたときに、一部の事業者が、これは基本的に卒業することが前提ですよ。だから、あなたは随分長くやっているのだから、もうあなたは無しというようなことを平気で、ルールにも書いていないのに言い出したというようなことがあって、こういう名称にすると、ルールに書かれていないけれども、こういう名称なのだから、もうあなたは3年以降だからだめっていうことを言い出しかねないと思って、すごく心配していた。しかし、これだけ明確に基準が出されて、しかも、ある程度大きくなったら外れるということはあるとしても、3年目だからもうだめというようなこと

はないことが、これだけ明確に出てきているので、この名称によってそんな弊害が出てくることはない。それから、スタートアップの企業を主な対象にしているのは事実なので、この名称に反対しません。

次に、上限価格のところを託送料金を割り込むというのはどう考えてもおかしいということなので、今回の補正は当然正しいし、それでも足りなくて、本当はもう少し高くしなきゃいけないのではないかとということもあり得ると思うのですが、どう設定したらいいのかというのはとても難しいので、少なくともこれより低いのはおかしいからというので設定したのは正しいと思います。

そこで、この委員会のマターではないと思いますが、何でそんな問題が出てきたのだろう。問題になるのはゼロ立米のところですよ。これ、ガスならあり得ないことないと思う。例えば別荘地でガスの契約をしていて、1年のうち実質的に3カ月ぐらいしかいない、他の月は使用量ゼロというのがずっと続くことも当然あり得ることなので、ここのケアをしておくことはとても重要なことだとは思う。しかしゼロ立米のところの小売価格が低過ぎるからこういう問題が起こっているのか、あるいは、託送料金が高過ぎる、ゼロ立米のところでは託送料金が高過ぎるからこういう問題が起こっているのかは、他の委員会でも考える余地はあるのかもしれない。

私自身は、託送料金が高過ぎる結果ではないと思っています。むしろゼロ立米のところの小売価格が低過ぎるのではないかと。ある意味で固定費の固まりである託送料の負担が、ゼロ立米の人だっている意味でコストを負担させているにもかかわらず、それが小売料金に十分反映していないのではないかともあります。

ただ、このワーキングのミッションでないのは十分わかっていますので、もうこれ以上言いませんが、こういうことが起こったということは、私たちは記憶に留めておく価値はあると思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

スタートアップって、何か流行語におもねるような感じもちょっとしないこともないですけども、まあ、よろしいかと。

市村委員、どうぞ。

○市村委員

ありがとうございます。

私から、1点だけでございます。

基本的には、今回ご整理いただいた内容については異存ございません。

その上で、スライド4ページ目のところですが、自主的取組の利用対象外とする事業者というところで、③番のところですが、まずはこれでやっていくということかと思うのですが、例えば、電気の世界の中では、地域新電力みたいなものが各エリアでやられています。そういったときに、まさに新電力さんが一定程度出資をして地域新電力を作りますといったような、ある意味地域に根差したような電力会社みたいな新電力といったところと、自分がまさに本業としてやっている新電力があったときに、電気事業の中では、これは両方とも常時バックアップを受けられるという形になろうかと思えますし、この取組の趣旨から考えていくと、実は、そういったときにこの③番が入ってしまうと、その地域ガス会社のような、今後そういうビジネスモデルが出てくるかということとも兼ね合ってくると思うのですが、そういうことがあった場合に、そうすると、本来的には含めてもいいのではないかと思うところもあります。なので、まさにやってみた後のフォローアップだと思うのですが、もしニーズが出てきたような場合については、ここについても少し柔軟に見直していただくといいところも必要というか、ご検討いただければとは思っています。

以上です。

○山内座長

その他にいかがですか。特によろしゅうございますか。

それでは、今、特にコメントはありますか、今の発言に対して。よろしいですか。

それでは、卸については、先ほど室長からもありましたように、これまで検討を重ねてまいりまして、皆さんの意見もたくさんいただきました。それで、今日、新しい仕組みと申しますか、これを最終的にファイナライズしてご提案しているところでありますけれども、私の見るところ、一定のご理解はいただいております。そこで、事務局において、これまでの議論を踏まえまして、具体的な取組を進めていただくということにいたしまして、必要に応じて、このワーキンググループにおいても、今もう終わりましたけれども、実施状況等のフォローアップを行っていく、そういう考えで進めたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局においてしっかりと進めていただくようお願いを申し上げます。

それでは、議事を進めます。2つ目の議題です。資料4で、これは一括受ガスについてです。

これも事務局からご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

ありがとうございます。

資料4の一括受ガスに関する検討ということで、ご説明をさせていただきます。

スライド1でございますけれども、こちらのワーキングでも相当一括受ガスも議論させていただきまして、ワーキングとしては、この需要家代理モデルがございますけれども、こちらを適切に活用していくということが重要というところでございますが、今回は、実際適切な活用に向けて、ガイドラインの中身としてどう書いていくかということの中身のご相談、ご提案でございます。

スライド1のリード文の2つ目の丸にあります、今現在、需要家代理モデルというのは、ガス事業法の対象の外でありますけれども、ガスの小売営業に関する指針に記載がございます。ここを追記していく、充実していくといった改定も考えられますし、内容によっては、ガスの取引一般的な話ということにも内容としては含まれるかと思っておりますので、今後、役所間でも、関係省庁もございますので、調整しながら、必要に応じて新規ガイドラインの整備も含めて検討していこうと思っております。本日は内容につきましてご検討いただければと思います。

次のスライド2でございます。こちらは、前回お示しした消費者契約法上の不当勧誘、不当条項に該当する可能性がある場合というところで、例示を前回3つ示しておるところでございます。

今日は新たに、次のスライド3でございますけれども、さらに加えて、幾つかの例示があるのではないかと考えております。

一つが、割引条件・手数料に関して不利益事実を不告知、需要家に対して告知しないということで、そういうときは、消費者契約法に基づいて、その申込み、その承諾の意思表示を取り消すことができる可能性がある。

それから、例示として利益相反関係の不利益の事実の不告知というものもございますし、さらに、例の6では事業者の損害賠償の責任を免除する条項、こちらは、場合によっては法に基づいて無効になるということもあります。

さらには、消費者の解除権を放棄させるような条項というものも無効となり得るということでございまして、こういったところもガイドラインに書きながら、こういったことのないように適切に運用を目指していくというのが一つの形かと思っております。

それから、スライド5でございます。自己契約・双方代理・その他利益相反行為に関する整理の方向性でございます。

自己契約は、相手方が本人の代理人となって自分自身と契約すること、このスライドの図の1でございますし、双方代理というのは、同一人が当事者双方の代理人として法律行為をすることということで、スライドの右側の図2でございます。

自己契約と双方代理というのは、民法上、原則として禁止されていると。こういった場合は、

この代理人が利益相反状況に置かれますので、本人ないし相手方の利益が害されるおそれが強いということで、そういうことになっております。

次のスライド6でございますけれども、この自己契約や双方代理に当たらないような利益相反行為も原則として禁止されると解されておりまして、来年4月1日施行の改正民法におきましては、この代理人と本人の利益が相反する行為についても、原則として代理権を有しない者がした行為、無権代理とみなす規定が新設されるところでございます。

ある行為が利益相反行為に該当するかどうかというのは、その行為自体を外形的・客観的に考察して、その行為が代理人にとっては利益となり、本人にとっては不利益となるものであるかによって判断されるというふうに解されていると承知をしております。

そういった点を踏まえまして、次のスライド7でございますけれども、需要家代理モデルの適切な活用に向けた整理の明確化に当たっては、まず、最初の自己契約・双方代理というのは原則として無権代理行為となる旨をガイドラインに記載してはどうか。

さらに、外形的・客観的に考察して、この代理行為が代理人にとっては利益となり、需要家にとっては不利益となる場合にも、代理契約が利益相反行為として無権代理行為となり得る旨をガイドラインに記載してはどうかと思っております。

下の図3に事例ありますけれども、需要家と需要家の代理人が代理契約を——黒い矢印ですけれども——結んでいる一方で、需要家の代理人がガス小売事業者と通常より割高な小売供給契約の締結の意思表示をして手数料をもらうということの関係性の中で、小売事業者と需要家が通常より割高な小売供給契約を結ぶと、こういったところはしっかりと排除すべきだと思っております。

その無権代理行為を防止する観点から、第三者が需要家の代理人として小売供給契約の申込みをした場合には、当該代理人が小売供給契約を締結する代理権を有しているかどうかというのを小売事業者が確認するというのが望ましいという旨を、ガイドラインに記載してはどうかと思っております。

以上が論点でございます。今までの議論を踏まえて、ガイドラインについては、次のスライド8以降で、こういった趣旨を入れてはどうかと思っております。

8のポイントですけれども、一括受ガスについては、小売ガイドライン上に既に許容されないという理由が書いてあるわけですが、現在も受ガス実態がないこととか需要家のスイッチング制約が生じることなどの課題が記載されているのですが、今回のワーキングの議論も踏まえまして、電力分野で認められていないホワイトラベルと同様の供給形態でありますと、この一括受ガスはですね、ですので、小売事業者と最終的なガスの使用者との間で契約がないということ

から、各種の事業法上の需要家保護を確保できないといった課題があるというのは、しっかり明記していくべきではないかと思っております。

さらに、電力分野のホワイトラベルについても追記をするということでございます。

スライドを2つめくって、10でございますが、需要家代理モデルにつきましては、スライド10の1ポツでありますけれども、このモデルの活用によって、ガスの小売事業者の一括営業による販売経費等の圧縮を通じた安価な料金メニューの適用、需要家の利用メニューの多様化が可能であるというところも、メリットも少し書き加えつつ、2ポツ以降は、本日や前回で議論になった問題となり得る場合、利益相反行為に関することであるとか、あるいは3ポツ、前回、委員から意見をいただいた、需要家代理モデルを一括受ガスと呼称して営業することはやめましょうといったこと、それから、需要家の代理人から需要家に適切に説明や書面交付を行うこと、需要家代理モデルにおけるスイッチングについても記載をするというところ。

次のスライドが、スライド11でございますけれども、消費者契約法等の適用可能性について、るる記載をしております。

といったところがガイドラインにご提案する中身でございますが、最後のスライド、ちょっとご参考情報でございますけれども、スライド13をご覧になっていただければと思います。

昨日の電力・ガス基本政策小委員会におきまして、一括受電の需要家保護について議論が行われました。アンケート等を取りながら、この一括受電の需要家保護をしっかりと、今後もヒアリング等を踏まえてしっかりと検討していく、検討を継続していくということになっております。

こういったことであるとか、あるいは今回のワーキング、何回かある中では内管保安につきましても、これはこのワーキングではございませんけれども、他で新たな整理があれば、それを踏まえるといったところもあるかと思っておりますので、この一括受電の検討状況や内管保安のところ、これは他のところでしっかりと議論がされると承知しておりますけれども、そこで何らかの見直し、何らかの新たな結論があれば、こちらのワーキングでもまたそれを踏まえた上での見直しというのは当然あり得ると思っております。まず、現時点では参考までに、こういう検討も行われているということをご紹介させていただきます。

私から説明は以上です。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、一括受ガスについてご議論いただきたいと思っておりますけれども、事務局のほうでガイドラインの大体の内容をまとめていただきました。これについて、ご意見あるいはご質問があれば発言願いたいと思っております。いかがでございましょう。

どうぞ、市村委員。

○市村委員

ありがとうございます。

今回の事務局の資料については、恐らく関係省庁との調整など、多分大変ご苦労されたのかなと思います。せっかくここまで詰めて検討されているので、ちょっと追加で何点か、気になった点をコメントさせていただければと思っています。

まず1点目でございますけれども、スライドの7ページ目あたりのところですが、基本的に整理していただいている内容について、特段、法律的な観点を含めて、異存はないというところではあります。若干、ガス事業法の視点が抜けているのではないかと気がなっているところがございます。

例えばでございますけれども、スライド7ページ目の自己契約ですとか無権代理の話というのも、これ自体は司法上の効果のある意味単純に説明しているということになっていると思います。これ自身に、当然のことながら、エネ庁が判断として関わるということは、これ、民民の話なので、司法上の問題はないということかと思っております。むしろ、こういった自己契約ですとか双方代理に限らず、スライドで示されているような利益相反行為を行うような小売事業者の媒介とか代理をやっているような事業者というのは、例えば、需要家にその点をきちんと説明して同意を得ないといったような行為はガス事業法上問題となるといった形で、端的にガス事業法の視点というのを記載したほうがいいのではないかと思っております。

仮に今の形で書くとなると、説明義務の範囲を広げるということになりますので、省令改正が多分必要になってくるということかと思っておりますが、本来はそういう形の記載をして、ガス事業法上の位置づけをやはり明確にすべきではないかと思っております。

また、仮に省令改正をしないという前提で考えた場合でございますけれども、これは利益相反的な媒介行為を行う媒介代理事業者を使うということだと思います。小売事業者としては、そういった小売事業者の監督責任として、例えばでございますけれども、媒介事業者をして需要家に対して利益相反行為を行っているといった、お客さんに、需要家側の代理でもありますし、他方で小売事業者側の媒介代理でもあるといったようなことを丁寧に説明して、それを同意を得させないような行為というのはガス事業法上問題となるといったような記述の仕方もあるのかなと思っています。

いずれにせよ、今の現状の案ですと、いわゆる利益相反的な、例えば無権代理行為等が行われていたということだったとしても、少なくともガス事業法上、事業者に何らのサンクションも与えられないということになってしまうところを若干懸念していて、それが適切なのかといっ

たところは少しご検討いただければと思っていますところでございます。

次に、スライド 10 ページ目のところで、需要家の代理人から需要家への説明・書面交付等の記載のところでございます。ここは1点質問でございますけれども、この書面交付について行うべきということ、「需要家に対して適切に行うべきであること。」といった表現があるかと思えます。従来、ガス事業法のガイドライン等でも、望ましい行為というのと、ガス事業法上問題となる行為と、こういった2つの規律の観点でガイドラインは基本的に記載されているかと思うんですけれども、この意味合いですね。これが行うべきということで、仮に行わなかった場合の法的な効果というか、そういったところがどういうことなのかということ、これに従わなかった場合の効果といったところを少し教えていただければと思います。その際、業務改善命令の対象となるということではないと思うんですけれども、望ましい行為との違いというのはこういったところにあるのかということも、ちょっと教えていただければと思っています。

この点に関してもやはり、少なくとも需要家側の媒介代理であって、かつ小売事業者側の媒介代理であるというようなケースにおいては、そういった媒介代理事業者を使う小売事業者の監督責任の一環として、例えばでございますけれども、説明・書面を需要家に対して交付をさせないと、直接需要家に対して交付をしないといったような場合については、ガス事業法上問題となるというような記述の仕方もあるのではないかというふうには思っているところでございますので、少しこの点が若干気になったところでございます。

最後でございますけれども、消費者契約法の説明についても、この内容もその通りかとは思っているところでございますが、他方で、需要家代理に限定された話では本来的にはないのかなと思っていますところでございます。ですので、一般法ということでもあるので、小売事業者にも同じような話というのは、これは関わってくるということだと思うので、そういったところも含めて規律をすべきなのか、すべきでないのかというところはあるかと思いますが、そういった視点もちょっとご検討いただければと思います。

敢えて申し上げますと、やはりこれはガスだけの話でもなくて、電力も同じ話ではないかという気もしますので、こういったガイドラインを作られるに当たっては、そういった観点も少しご検討いただければと思っていますところでございます。

私からは以上です。

○山内座長

ありがとうございます。

○下堀ガス市場整備室長

ありがとうございます。

縷々しっかり検討させていただきますけれども、質問に関して、確かにガイドラインに今まで望ましい行為と問題となる行為というところで類型化されて整理されてきたところで、今回初めてご提案として「べきである」というところを記載させていただいているところであります。これは、関係機関とも協議をしているところでありますけれども、望ましいだとやはり弱いのではないかと、もっと望ましいというのを強く書いたほうが良いのではないかという趣旨でありまして、法的な何か作用が変わるかという、正直そんな明確な違いはないとは思っていますけれども、ガイドライン上、強く伝えるべきではないかという趣旨を踏まえて、今こういう提案をしているということでございます。

○山内座長

ガス事業法との関係は、今のご指摘踏まえて検討するということになりますか。

○下堀ガス市場整備室長

そうですね。ガス事業法との関係は、おっしゃる通り、ガス事業法から少し薄い部分も多々今回の資料にはあるかというふうには認識をしております。資料の最初にご説明しましたけれども、これをガス事業法に基づくガスの小売営業に関する指針に追記を書いていくのか、それともちょっと別のガイドラインとして整理するのかは、しっかり関係機関と相談して、ご意見も踏まえながら整理していきたいと思っております。

○市村委員

ありがとうございます。ぜひお願いできれば。

問題意識としては、こういったアナウンスというか、消費者契約法の観点とか、一般的な法律の解釈というのを示していただくというのは、これはこれで意味があることだと思うのですが、他方で、それがあったときに、ガス事業法として何もできませんということで本当に良いのかというのがちょっと気になっているというところでございます。

以上です。

○山内座長

そのほかに何か。

大石委員、どうぞ。

○大石委員

ありがとうございます。

今、市村委員がおっしゃってくださいましたように、そもそも今回の需要家代理というものはガス事業法の外であるということで、本来、厳しく考えれば新しい法律を作って、その中で規定し

ていくべき性質のものであると思っております。しかし、時間的なものもありますので、すぐに法律を作るのが難しいのであれば、まずはガイドラインで厳しく書いてくださるということではどうか消費者は守られればよいなと思っております。

ただ1点、この10ページにも書いてありますが、10ページの3番のところ、今世の中に「一括受電」という仕組みが存在している以上、やはり幾ら、「需要家代理」という言葉が出てきてはいますが、「一括受ガス」という内容であると勘違いする消費者が、必ず出てくるのではないかと思っております。逆に、それを利用して消費書に誤解を与えるということもあると思いますので、この文書でも、呼称は使用しないことが望ましいと書いてはありますが、消費者への説明も含めまして、言葉の使い方については厳しくルール設定をしていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○山内座長

草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。

私も大石委員に賛同させていただきます。

これまでのガイドラインを見ましても、競争政策の観点からのみならず、さまざまな観点からガイドラインを策定していただいたというのが私の認識でございます。その意味で、しっかりとした民法上の解釈を織り込んで、そして、規制当局として、べき論をしっかりと導いていただくということは、事業者にも安心を与えますし、もちろん需要家も安心であるということだと思っておりますので、ぜひ関係省庁とも調整の上、意味のあるガイドラインを策定いただきたいと思っております。

そこで、1点コメントさせていただきます。

まず、事務局案に賛成させていただきたいと思っております、ガイドラインの記載内容を詰めていただき、感謝いたします。

現行民法の108条のただし書につきましては、5ページに点線の枠囲いの規定がございまして、そのただし書は平成32年4月1日施行のものと、6ページのやはり枠囲いの中にございます。ただし書の部分が大変気になるところでございまして、解釈をしっかりとさせていただきたいと思っております。ただし書では、現行規定でも、それから平成32年4月1日施行の規定においても、「本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。」ということでございますので、正しくかつわかりやすい法の趣旨にのっとったガイドラインの策定をお願いしたいと思います。形式的に本人の許諾を得たことにして、よからぬことを考えるというようなことが万一

にもないようにしていただきたい。その意味で、十分に需要家の立場を踏まえた、わかりやすいガイドラインを作成していただきたいということでございます。その意味で申しました。どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

○山内座長

次は二村委員、どうぞ。

○二村委員

ありがとうございます。

私も大石委員や市村委員とほぼ同じような意見ですけれども、10 ページのところにもまとめていただいたガイドラインの整備のところ、基本的には、先ほど、問題のあるような契約の形態、自己契約ですとか無権代理などが生じないようにするというのが一番重要かと思います。今の時点では「望ましい」というような書きぶりになっているのですが、例えば2の3つ目のところの、「当該代理人の小売供給契約を締結する代理権を有しているかを適切な方法により確認することが望ましい」という表現などは、可能であれば、やはり書面か何かで確認をするような義務づけというのができないか。また、先ほどもご指摘がありましたが、4番のところの需要家の代理人が書面交付を何らか適切に行うというのも、可能であれば、明瞭に定めていただいたほうが安心ではないかと思いました。

それから、一括受ガスの呼称についても、「当該呼称を使用しないことが望ましい」ということですが、これも本当であれば、この呼称あるいは類するような呼称については呼称できないと定めたほうがはっきりするのではないかと思います。

何か所か、そのように明確化すべき点があると思いましたので、今時点で、何らかのガイドラインが出されるかもしれない、ということですので、ご検討いただければと思っています。基本的には、メリットももちろんあるのですが、デメリットとして、非常に曖昧な契約の形を生みやすい、そのことによって需要家が選択がきちんとできなくなるような、そういった事象の温床になりやすいということをはっきり書いて注意を促していただいたほうが良いと思いました。

それと、これもここだけの範囲ではないかと思うのですが、少し懸念することとして、やはり賃貸で借りる場合などに、例えば大家さん側であったり仲介する業者さんなどが、「こういう代理の人を使わないといけないんですよ」というような形で、あたかもそうでないと賃貸契約できないかのような形で仲介をさせ、この需要家代理というものを挿入してくるというようなことがあってはならない。やや悪意に捉え過ぎかなとも思いますが、実際にはそういったことはあり得るかもしれないと思っています。これもガスだけのことではありませんし、多分、国交省ですと

か公正取引委員会や消費者庁などと協議いただくことも必要かと思うのですけれども、何らかそういったことを防ぐような対策についてもご検討いただければと思います。

以上です。

○山内座長

ありがとうございます。その他、いかがですか。何かコメントがあれば。

○下堀ガス市場整備室長

ありがとうございました。しっかりいろんな論点を踏まえてガイドラインを検討していきたいと思えます。

○山内座長

今、何人かの方に非常に重要なご指摘をいただきました。それで、その点については事務局のほうでまた検討していただくということによろしいかと思えますけれども、基本的な方向としては、今日ご提示したもので、皆さんご異論なかったかなと思っております。ですので、この方向性で、今ご議論いただいたようなことを、ガイドラインの整備を進めていただくということにしたいと思えますが、内容について、また具体的に皆さんにご相談することもあると思えますし、また、私のほうに基本的には一任をいただければと思えますが、よろしゅうございませうか。

ありがとうございます。

それでは、事務局において、既存の一括受ガス状態の是正などの状況なども含めまして、必要に応じて報告をお願いすることにして、この問題を処理していただければと思えます。

それでは、3つ目の議題ですけれども、熱量バンド制です。資料5になります。

ご説明をよろしくお願ひいたします。

○下堀ガス市場整備室長

続きまして、資料5、熱量バンド制に関する調査報告でございませう。

こちら第2回の昨年10月のワーキングで、これからまず検討するに当たって調査をやりませうということにしておりませう、年度末でございませうので、大体調査報告が上がってくるという状況でございませう、本日は、まずは皆様にご報告するという位置づけでございませう、詳しい議論はまた次回以降ということで、まずはキックオフといひませうか、最初の材料のご提供という位置づけでございませう。

スライド1ですけれども、10月の資料ですが、大きく分けて2つの調査を行ひませう。熱量バンド制に移行した場合のガス機器への安全面・性能面等への影響に関する調査、それから、(2)として諸外国における熱量バンド制に関する調査ということにございませう、この2つについてご報告をさせていただきます。

スライド2でございます。

まず、熱量バンド制に移行した場合のガス機器への影響調査を、メーカーへのヒアリング、それから、実機についてはガスこんろとエネファームについて、実機の検証も行ったというところでございます。

まず、ヒアリング調査ですけれども、ほぼ全てのガス機器で、安全面・性能面等に影響が出る、または影響が出る可能性があるという回答がございました。一部の工業炉の機器では、熱量、バンド幅を加味したような設定とすることによって、影響を抑えられる可能性もあるといったご回答があったこともございます。

また、過去の実機検証もやった者からのヒアリング内容として、ガスヒートポンプでは一時的に一酸化炭素が発生する可能性があるといった回答や、ガスエンジンでは、ノッキングによるエンジンの損傷や不完全燃焼、失火の可能性があるといった回答もあったところです。

実機の検証でございますけれども、まず、ガスこんろにつきましては、省令やJ I S等で定められている安全面の基準値は超えないということが確認されてございます。ただ、性能面では、一定の温度になるまでの加熱時間が、このバンド幅の高いところと低いところで差がそれぞれ発生するなどの影響が確認されました。また、自動調理機能がついているようなこんろにおきましては、湯沸かし時間、それから焼き色に差が出るなどの仕上がりへの影響が想定されるという声がありました。

エネファームについても実機検証を行いました。こちらも省令やJ I S等で決められている安全面の基準値は超えないということが確認されました。ただ、余裕がないという運転状態ということでございまして、仮に負荷変動とか温度低下などが発生すると運転停止の可能性もある。さらに、このような運転状態が継続することで耐久性が低下する可能性も大きいことが想定されるという声があったところでございます。

こういったヒアリングや実機検証を踏まえて、調査の実施者や関係者で検討会を何度か開催しましたけれども、そこで出た意見としては、熱量変動による影響というのは経年機器のほうが顕著に出るという声、それから、窒素酸化物の規制があるのでNO_x排出量についての試験実施が必要という意見、さらには、機器の中には熱量だけではなくて品質が非常に関係するというところで、ガス品質の変動も考慮する必要があるといった意見があったところでございます。

これらの結果や意見を踏まえまして、31年度においても引き続き、今度は経年機器等の追加調査を行う、NO_x等の環境規制への影響調査を実施するとともに、熱量バンド制に移行した場合の必要な対応策のコスト試算、対応に必要な期間等についての調査を、新年度も実施していきたいと思っております。

これも中間報告のような形で一定の結論が出れば、きちんとワーキングに報告をして、毎回の議論を深めていきたいと思っております。

次のスライド3でございます。こちら、諸外国の調査で、韓国と欧州とアメリカを調査、委託して調査したものでございます。

韓国につきましては、日本と同じく標準熱量制を導入していたわけですが、輸入するLNGがまさに低熱量化していくこと、バイオガス等を今後導入していくこと、ロシアからのパイプラインガスの導入可能性に対応したいということ、こういった事情から関係者で検討を行って、2012年の7月から熱量バンド制を導入しているということでございます。

導入の段階は2段階に分けて、最初は、スライド3の右下にありますけれども、最高熱量、最低熱量で、大体2.1メガジュール・パー立米の熱量で3年間実施して、2015年以降はその幅を3.4メガジュールに広げて熱量バンド制というものを実施しているということですが、実際の熱量変動は、制度上はとありますけれども、国が承認しているKOGASの規定があるということございまして、その規定によりますと、各需給地点の月間加重平均熱量がKOGAS全体の需給地点の月間加重平均熱量のプラスマイナス2%以内になるように制限しているということでございます。実運用上は、消費者への供給する熱量をプラマイ2%以内で供給するために、ガスを送出する側の変動幅はプラスマイナス1%に強化して管理をしているということでございます。

熱量調整の方法ですけれども、タンクによって高い熱量のLNGと低い熱量のLNGというふうに分けて貯蔵しつつ、出すときにブレンドする等をやっていますが、一方で、基地で引き続きLPGを注入して増熱するといった熱量調整設備を運用しているということも、調査結果では明らかになっております。

次のスライドですけれども、この熱量バンド制の導入に伴いまして、ガス設備への性能試験もやったということで、参考までに、そちらも載せております。

韓国での実証実験の結果ですけれども、一部の発電用や産業用の設備、こちらはチューニング、調整が必要であるということではありますが、家庭・商業用の設備は、先ほどの熱量バンド制の範囲では、別途の措置は必要ないという結論になり、今のような運用がされているということでございます。

産業用設備のチューニングや調整が必要な機器類ですけれども、中小企業などで独自での管理が困難な場合には、そこに対して補償するという仕組みも、この熱量バンド制に当たって構築されているということございました。

次のスライド5でございますけれども、欧州の状況でございますが、主にガス田が国内で複数、

複数のガス田から幾つかのガスがあるという国として、ベルギー、ドイツ、イギリスの状況を調査いたしました。

3つ目の丸でございますけれども、ベルギーはプラスマイナス1%未満の変動ということで、品質変動は極めて安定している状況ということですが、ドイツ、イギリスでは、1年のうちほとんどでプラスマイナス1%未満の変動だったものの、年に数回はプラスマイナス2%程度の変動が起きているという状況でありました。

熱量調整の仕方ですけれども、ヨーロッパのガス田は高いカロリーのガスが多いということで、高い熱量のところから低い熱量に供給するために、窒素を注入するような熱量調整設備が幾つかの基地、接続点で整備されているけれども、基本的には、低いガスの受け入れの地点でのオランダのゲート基地を除いては、ほとんど利用されていないというところでございます。

次のスライドは参考ですけれども、それぞれのガス田によって、各需要地でどのガスが支配的かというところを示しています。ちょっと字がぼけていますけれども、黄色が北側のノルウェーから来る高い熱量のガスで、ドイツの約西半分占めています。グレーというのはオランダから来る低い熱量のガスと、右側は、ロシアから来る緑、青、紫というのは、ロシアから高い熱量のガスが来るということで、色が濃くなっているところは、もう安定してそのガス田から供給されているというところ。この境界、それぞれの色の境界線のところで、時によってどちらかのガス田のほうが強く、支配が変わって、その変動の際に少し、先ほどのプラスマイナス2%といった変動が起きるということでございます。

次のスライド7も参考までに、変動率というのがありますが、右側の赤いほうが、上からベルギー、ドイツ、イギリスの順ですけれども、ほぼ1%以内ですけれども、時期によってプラスマイナス2%程度、あるいはそれを超えるのがあったという、昨年の状況でございます。

次のスライド8でございますけれども、欧州においてもガスの品質の標準化というのは議論があるところですが、熱量については標準化はされていない。ガス機器のCO₂、一酸化炭素の排出量についての影響調査というところはあるわけですが、現状では、なかなか熱量についてこれというところに標準化されていないという状況であります。一方で、ドイツにおいては、ドイツ政府が資金支援を行ってガス品質変動の影響調査を実施している。効率性、安全性、生産品質という視点で評価していて、プラスマイナス2%の変動であれば、生産の品質に多少の影響が出るものの対応可能という範囲であるとされていますけれども、プラスマイナス2%を超える変動の場合は、機器によっては安全性についても問題が生じるものがあるというところでございまして、次のスライド9、参考ですけれども、横軸に効率性、安全性、生産品質がありますが、縦軸にヒーターとかボイラーとかガスタービン、ガスエンジンなどの機器類が並んでおります。プラスマ

マイナス2%であれば、特に安全面であると、全てグリーン、これはもう調整が必要ありませんという意味のグリーンですけれども、グリーンであるのに対して、2%を超えると、黄色が何らかの調整が必要な可能性があるというもの、赤は必ず調整が必要というところで、機器によってばらつきがありますけれども、ドイツの場合は、こういった結果を参考に、プラスマイナス2%であれば、先ほどのような、おおむね問題ないというところの影響の調査を、結果を出しているというところでもあります。

最後、次のスライド10でアメリカの状況もご報告させていただきます。

こちらは、2002年から2007年にかけて、業界団体や連邦エネルギー規制委員会で議論が行われて、そちらで政策・命令が出されていて、今それが運用されているという状況でございますけれども、州際パイプライン、州をまたぐようなパイプラインの熱量の変動幅は、連邦エネルギー規制委員会の政策・命令によって、プラスマイナス2%以内の変動で運用されているということでございます。

今回調査したニューヨーク州では、さらに実運用では0.5%以内の変動とするように求められていたということでもありますけれども、熱量の調整につきましては、ガス田の数が非常に多くて、パイプラインが非常に長くて、かつ総量が非常に大きいということで、そのパイプラインに入れることによって、実際ブレンディングが、相当ブレンディングされるので、熱量としては先ほどのプラマイ2%に安定するというところで、熱量調整設備は設置されていないということもございます。

ガス機器への影響は、発電所やガラス産業などのガス品質に敏感な需要家、こちらは自社で熱量計などを備えて、ガス密度やメタン量などの自動計測して調整しているということで、これら以外の需要家は、先ほどのプラマイ2%以内の熱量変動であればガス機器に問題は生じていなくて、特段の対応はとられていないということでありました。

次のスライド11に参考としてありますけれども、課金方法はどうなっているかということ、当然のことながら、熱量バンド制でございますので、体積ではなくて熱量単位で課金をしている。では熱量計はどういうところに何カ所ぐらいかということ、データが得られたところでは、韓国で合計107カ所に設置されている、それから欧州では、イギリスでは122カ所に設置されているということがわかったところでございます。

こういう調査結果は出ましたけれども、先ほども申しあげましたように、機器類については新年度も引き続き行っていくますし、日本の場合どうしていくかというのは、きちんと我々も検討をして、また次回、資料を詰めて、ご提案していきたいと思っております。

以上でございます。

○山内座長

ありがとうございました。

それでは、熱量バンドの調査報告であります、これに関連して、いろいろご意見を伺えればと思っております。

どうぞ、山野委員。

○山野委員

まずは、たくさんの地域を調査していただいて、本当にありがとうございます。

その中、ちょっと質問がございまして、まずP4のところ、韓国のところ、20のグループに分かれて調査したというのがございますけれども、これは、P9のところ、ドイツの、これも約20、ジェネレーターのところを1つに考えると20ですけれども、これ、全く一緒なのかどうかということをお教えいただきたいのと、また、韓国で、中小企業などでもし問題があった場合、補償される仕組みがあるということに記載されているのですけれども、実際に何件ぐらいされている可能性があるのかということをお教え願えたらと思います。

また、P8で、ヨーロッパで、ガラス産業などで、重工業のところ、非公開にされるということですが、例えば、日本の中でカラーフィルターだとか、本当に薄くて広い、非常にシビアなものをやっているガラスメーカーさんであればどういう知見をお持ちなのかということは、事務局のほうでご調査いただけるのであればありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○下堀ガス市場整備室長

ありがとうございます。3つございました。

1点目のドイツの20ということですが、韓国の調査結果報告書、私も詰めてまいりましたけれども、ドイツの調査結果を参考にしているということでございました。こちらでプラスマイナス2%というのが出ているので、韓国でも実験は行ったけれども、やはりそれも参考にし、今、プラマイ2%という運用をしているということでございました。

それから、補償については、何件でどの程度というのは、ちょっと今持ち合わせていないので、改めて確認をしてご紹介したいと思います。補償の仕組みですが、直接の輸入者、都市ガス事業者や発電事業者、専門の設備の専門家などで構成された費用補償評価委員会から承認した設備に限って補償していて、費用はKOGASが98%負担、直輸入者が2%程度で負担しているということでございますけれども、その量については改めて確認をして、またご報告したいと思います。

最後、敏感なメーカーのところでございますけれども、正直言いますと、これからということもありまして、そういった問題意識を持って、改めて調査も含めて、調べてまいりたいと思

ます。

○山内座長

よろしいですか。佐藤オブザーバー、どうぞ。

○佐藤オブザーバー

ガス機器への影響調査につきまして、1つご意見を申し上げたいと思います。

今回の実機検証を行いましたガスこんろやエネファームでは安全面の基準値は超えないことが確認されたとのことですので、まず、この点については熱量バンド制への移行に向けての一つの大きな成果だと考えております。

一方で、メーカーサイドへのヒアリングにおいては、ほぼ全てのガス機器で安全面・性能面などに影響が出ると、または影響が出る可能性があるという回答であった点についても、注視すべき点だと思っております。

もともと、現在流通しているガス機器は標準熱量 45 メガジュールのガスが定期的に流れることを前提に設計されていると思いますので、大きな熱量変動に対し機器の安全面や性能面、特に性能面への影響について、メーカー側がいろいろご心配されるのも大変理解できるところでございます。同時に、このような大きな熱量変動を与える検証はこれまであまり行われていないのではないかと思います。実際、熱量バンド制をとったとしても、ここまで大きな熱量変動が瞬時に起こることはあまりないかもしれませんが、ぜひ、来年度の調査においては、机上の検討や経験則に基づく定性的な評価よりも、実機による検証試験により、より多くの機器について実際の適用性がどうなのか、定量的に評価を行っていただきたいと思っております。

私からは以上です。

○山内座長

それでは、柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

どうもありがとうございます。

今日の資料は一応調査報告ということになっていますので、熱量バンド制の光と影、いろんな良い部分と悪い部分、それに対してコメントするよりは、この調査結果に対して、私たちはどういう考えを持っているか、というところまでにおさめさせていただきたいと思っております。

特に重要だと思っておりますのは、国によって、パイプラインがいろんなところからつながってきて熱量がばらついている場合に、このバンド制をとらざるを得ない。いろんな計測機を置いて熱量を売っていくわけですから、社会コストの増大とメリットとが相反するものとなるので、そ

のあたりの検討も必要になるでしょう。

重要なのは、日本としてはガスエンジンやガスタービンなど、輸出しているわけですね。特にパワーの場合には、ガスタービンは熱と電気と両方使うというのが原則になっていると思いますけれども、ガスエンジンはプラグを持っていて、点火プラグで爆発しピストンが動くといった、オートサイクルになるわけです。そのときに火炎の連射速度が違ってくると、いろんな意味で悪さを起こすこともあります。そういう意味では、パワージェネレーションのための機器を、国際的に輸出していくには、諸外国にも適用できるような範囲とはどういうものなのかというのをきちっと、マニファクチャー、作っている製作会社にチェックをし、いろんな情報を集めた上で、我が国の最も国力が増大するような方向とはどうあるべきなのかというのを考える必要があるのではないかと考えています。特に9ページのところ、プラスマイナス2%程度だと、エンジンや他の工業製品、ガラス製品とかセラミックスなど、緑の部分が多いですから、どこの国へも商品として輸出できるとは思いますが、特にエンジン絡みは非常に敏感なものですから、そこら辺のところは十分考慮した上で今後の方針を考えていくべきだというコメントです。

○山内座長

松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、私、このスライド2のところの整理がとても不満です。最初の矢羽のところでは、「ヒアリングの調査では」となっていて、まさにヒアリングのことが出ているわけですね。

次のところで「実機検証を行ったガスこんろでは」と書いてあるので、書いてある文章は間違っていないのですが、「実機検証を」と書いてあるので、次はヒアリングではなくて実機検証の話が出てくるのかと思ったら、実機検証の話は最初にちょっと書いてあるけれども、その後、いろんな可能性があるとか書いてある。これは実機検証の話ではなくて単純にヒアリングの話ですね。検証の結果として出しているのではなくて、検証結果とは無関係に、事業者がこう思っているという発言が書かれているわけですね。

次、「エネファームでは」というところでは、これは書類上というか、規格上ちゃんとそうなっているかという、これをちゃんとチェックした。そこで書いてあるのは正しいけど、その後書いてあることは、そういうチェックとは無関係に、まさにヒアリングで聞くことが、規格の精査と無関係に出てくる。

こういう懸念を持つことはとても自然なことですが、ここに書かれているようなネガティブなことは、実機だとかあるいは書面上でちゃんと確認したということではなく、事業者がそう思っているというヒアリングの結果。これをこういう格好でまとめられると、まるで実機のと

ころでも何か問題点がまだたくさんあることが明らかになったように見えてしまう。これは区別する必要があると思います。

ただ、ここで書かれているのは、これからさらに検証していくときのポイントとして重要な点を教えていただいたということなので、出てくること自体は問題ないと思うけれども、この整理は、もういかにもやりたくないということの整理のために書かれているような気がして、私は不満です。

さらに、不純物の話が出てきて、これは悪乗りではないかと思う。熱量調整の話をしているのですよね。だから、今だって、他のガスで熱量が統一されていなければ熱調して、ちゃんと揃えるということはするけど、不純物に関しては、この制度と無関係。もし不純物がいろいろ入っていて問題が起こるということなら、熱量揃えられていたって当然問題は起こるはずだし、したがって、もしこれを本当に深刻な問題だとするならば、今熱量が揃えられている下でも、熱調するという下でもちゃんと考えなければいけないことだし、熱調を止めたとして不純物問題への対応がもし本当に必要なら、そうなったとしても考えなきゃいけないこと。これは熱調と全然関係ないことを、ついでにいろいろ言っているのではないか。この点については、重要な点だということとは認識しますが、もし本当に深刻な問題だったとするならば、今までで何でこれまでの制度を許したのかということも問題になる。整理が必要だと思います。

次に、我が国の国際競争力、メーカーの国際競争力ということを言うのであれば、むしろ今のように熱量がびしっと揃っていることはとても深刻な問題なのではないか。つまり、そのような熱量がちゃんと揃っている状況では動くけれども、2%程度動くともう動かないなんていう機械を日本の市場に甘えて作っているということがあったとして、それは外に持っていても通用しないということ。仮に2%振れても大丈夫だという機械は、2%振れないところに持っていてももちろん大丈夫だと思うけれども、逆は成り立たないので、そういうことを考えるとすれば、こんな制度をいつまでも続けてもいいのかということは考える必要があると思います。

次に、メーカーも含めて、既存事業者も含めて、もう反対一色という感じだと思います。これを見ると思い出すのは、例えば電力の世界で昔々、今そんなことを言っている人は全くいないと思いますが、例えば風力が大量に入ってきたら周波数が乱れて、その結果としていろんなところが迷惑を被る。だから風力なんか入ってきたら困るという格好で、強力に抑え込もうとしていた。今だってもちろん、あまりにも大量に入ってきて、しかもグリッドコードとかを考えないでやってくれば、もちろん制約をせざるを得ないけれども、それよりもはるかに少ない数量で無理やり抑え込もうとしていた。そんな議論もあったわけですね。でも今、周波数乱れるからこういうのが入ってきたら困るなんていう議論をする人、もういないと思うのですけれども、熱量が振れた

ら困るといのは、確かにもういろんなメーカーの人が言うのでしようし、いろんな事業者も言うのでしようけれども、それって本当に日本全体のガス体エネルギーの発展にとっていいのか。少しぐらい振れることを許容して、日本全体のネットワークをより作りやすくするほうがいいのかという、そういう大きな視点に立って今後ぜひ議論していただきたい。

最後に、そうは言っても、都市ガスなんて例えば 2050 年にはもう滅びるような産業なのだとすると、30 年ぐらいから衰退に向かうとすると、今から一生懸命対応して、膨大なコストをかけて対応したころにはもう無くなっちゃうということだとすると、そういうばかばかしいことをやめて、基準熱量を下げるぐらいのことでお茶を濁すのも合理的な対応だと思うけれども、私自身はそう思っていない。これはとても重要な問題だと思っている、長期をにらんでちゃんとやっていくべきだと思っている。

でも、これが目先の利益だけにとらわれて、また、ちゃんと調べた結果、やっぱり 100 年にらんだってペイしないというようなことでやらないならやむを得ないのかもしれないけれども、目先の利益にとらわれて、そういう声だけに押されて、また体たらくな結論に終わることになると、本当にガスは見捨てられるのではないかと心配しています。私は、100 年をにらんでも、ここできちんと調査し、きちんとした対応をとるべきだと思っています。

以上です。

○山内座長

武田委員、どうぞ。

○武田委員

ありがとうございます。

私は、韓国の調査の例を大変興味深くお聞きしまして、バンド制を入れる、入れないという話ではなくて、この韓国の 2 段階制のように、導入の方法について今後検討していくということが重要ではないかと思う次第です。

以上です。

○山内座長

その他、いかがですか。草薙委員、どうぞ。

○草薙委員

ありがとうございます。大変に詳細に熱量バンド制の調査報告をいただき、感謝します。

天然ガスの利用拡大につきましては、単にガスの価格を下げることであれば何でもやればよいと考えるべきでないことは、どなたも同意されると思います。品質が非常に重要であって、低品質ゆえの故障とか安全性の欠如といった事態は必ず避けなければならないということでございま

す。

2ページにありますようなことから、ヒアリングで漠然と懸念の声が上がったというよりは、私は、不具合の可能性について言及があったということでエネファームを捉えました。この部分はただの感想だったのかどうか、根拠がないのかということをもう少し探っていただきたいのですが、エネファームという精密でかつ高性能なガス機器が家庭にも普及しているという状況なのだとすることは、これは他国とは違う状況があるということではないかと思います。

今後、都市ガスと熱量が下がっていくということに対応するための熱量バンド制の導入というのは非常に合理的である可能性が高いと思っております。次回以降、また資料の提供などがあるということですので、そのような資料で精緻な情報を得て、そして、故障が生じにくいこととか、安全性について大丈夫だということを確認いただいた上で、コストベネフィットアナリシスを取り入れたご議論をお願いできればと願っております。

以上です。

○山内座長

その他にいかがでしょう。市村さん、どうぞ。

○市村委員

ありがとうございます。いろいろと調査いただいて、ありがとうございます。

1点だけ、先ほど来、議論がありますけれども、やっぱりこの可能性というところは、懸念する声は良く分かるのですけれども、あとは実態としてどうなのかというところを、来年の調査においては見ていただくというところは重要と思います。

諸外国の例も非常に参考にはなると思いますし、それを踏まえてどう考えるのかも、費用対効果の面を考えながらやっていくということだと思っておりますけれども、まずはその実態として、どういう影響があるのかというところを定量的に評価していくという点は、やはり重要な視点なのかなと思いました。

以上です。

○山内座長

そのほか、いかがですか。よろしいですか。

今日は、先ほどお話ありましたように、調査の結果を報告する、ある意味では頭出しですが、いろいろなご意見をいただきました。調査の内容についてもそうですし、議論の方向性についてもいただきましたので、これも事務局のほうで受け取っていただいて、次に進めていただきたいと思います。

それでは、本日の議論は以上で終了としたいと思います。今後の予定について、事務局から

ご説明をお願いいたします。

○下堀ガス市場整備室長

次回の日程については、事務的にご相談させていただいておりますけれども、改めて個別にご連絡をさせていただければと思います。

○山内座長

ありがとうございました。

そのほか、何か特段ご発言ございますか。よろしいですか。

それでは、以上をもちまして第7回ガス事業制度検討ワーキンググループを終了とさせていただきます。本日はご熱心にご議論いただきまして、どうもありがとうございました。

午後6時55分 閉会

お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室

電話：03-3501-2963

FAX：03-3580-8541